

2018.6.9.

日本パグウォッシュ連続講座

## 戦後日本の平和主義——「非戦」の実験

東北大学特任教授 大西 仁 (国際政治)

### 0.はじめに

各主権国家(国民国家)が自国の保有する軍事力を用いて自国の安全(物理的存続)を追求することは、近代の国際社会(17世紀頃に成立)で広く求められた基本原則であった。「国家の安全」national security)

ところが、20世紀になって軍事テクノロジーが飛躍的に発達した結果、各国家が「自国の安全を守るために」軍事力を行使すると恐るべき人的・物的被害をもたらす事態(e.g.,第1次世界大戦、第2次世界大戦)が生じるようになった。さらに核兵器の誕生によって、各国家による軍事力の行使は、人類社会の消滅をもたらす可能性があることが明らかになった。

### 1. 「ラッセル・アインシュタイン宣言」と2つの「非戦」の実験

#### 1.1. 「ラッセル・アインシュタイン宣言」

上記のような事態を受けて、「ラッセル・アインシュタイン宣言」(1955)は、核兵器廃絶と並んで戦争の廃止(「非戦」)を求めている。ところが、この2つの中、核兵器廃絶の実現のために何が必要かは、——実現可能性はともかく——明らかであるが(核保有国が核兵器を全面廃棄すれば良い)、戦争廃止の実現のためには、国際社会、各国家・国民が具体的に何をなすべきかは明らかでない。これまでのパグウォッシュ会議では核軍縮が中心的課題として採り上げられたのに対し、「非戦」は余り熱心に議論されてこなかったのも、このような事情が働いている。

そのような難しい課題である「非戦」の実現の途を探求するために第二次大戦後に取り組みされた2つの大きな実験として、国連による「集団安全保障」と「戦後日本の平和主義」を挙げることができる。

#### 1.2. 国連の集団安全保障：国際的実験

国連憲章に定められた、武力制裁を含む「集団安全保障」(collective security)は、伝統的な国家の安全に代わる新たな安全保障の原則を打ち出したものであった。

図1 国家の安全

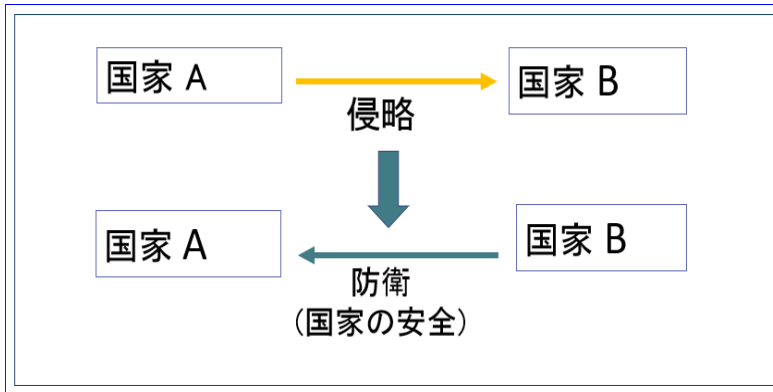
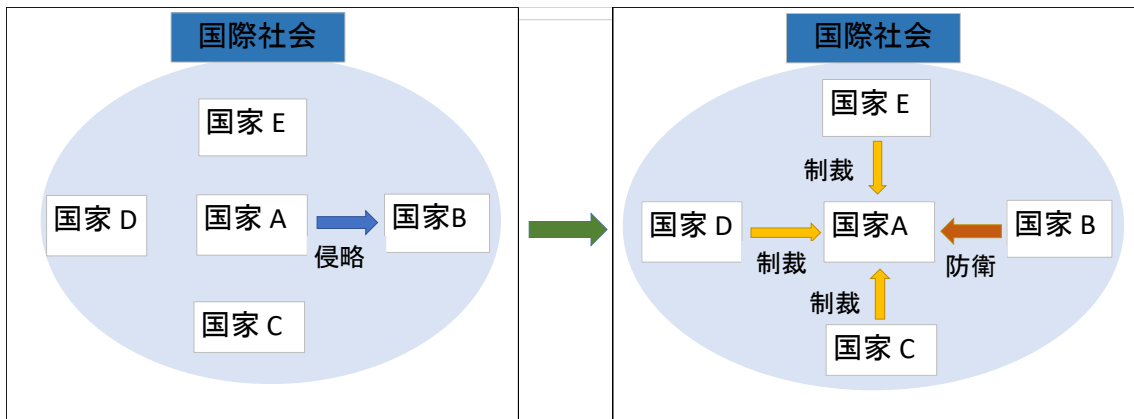


図2 集団安全保障



しかし、第 2 次大戦直後に冷戦がはじまり、現在に至るまで憲章に定められた正式の国連軍は結成されたことがない。

## 2. 戦後日本の平和主義：一国による「非戦」の実験

### 2.1. 「戦後日本の平和主義」とは何か

#### 2.1.1. 日本国憲法（1946 年）

日本国憲法は、戦争放棄・武力不保持を定めている。（平和憲法）

#### 2.1.2. 戦後日本における安全保障政策の 4 つの主な潮流

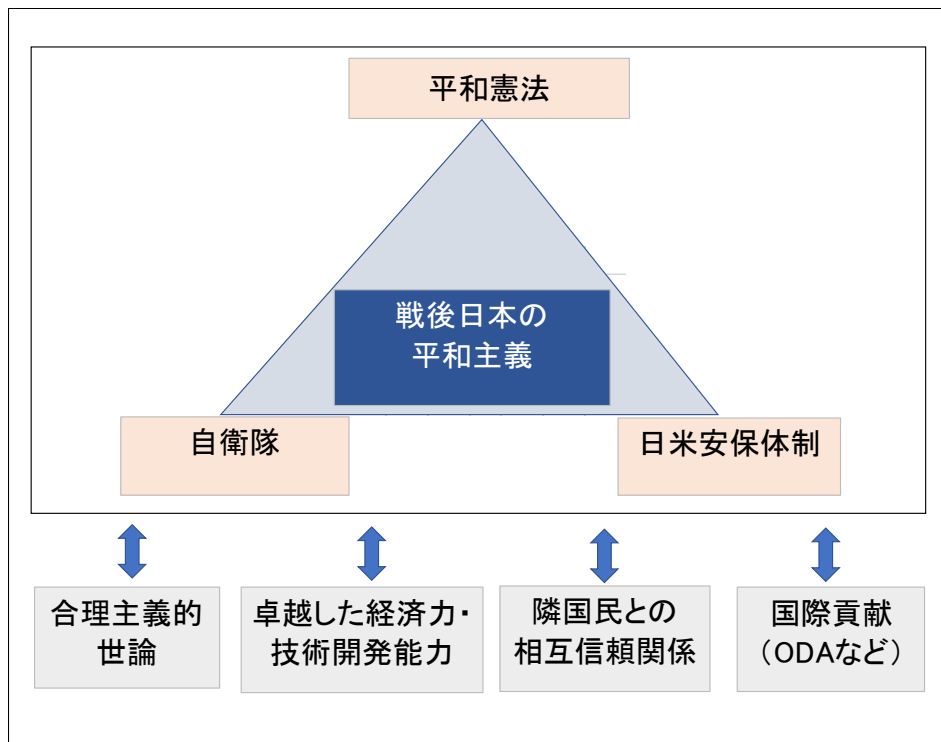
表 1 戦後日本の安全保障政策の主な潮流

	軍事力を重視	非軍事力を重視
現在の国際情勢を重視しない	(A) 戦前の体制への復帰 (ナショナリズム)	(B) 原理主義的護憲主義
現在の国際情勢を重視	(C) 古典的現実主義 (日米安保体制を主軸にする)	(D) 戦後日本の平和主義

### 2.1.3.戦後日本の平和主義

「平和憲法+日米安保体制+自衛隊」の組み合わせを受容して、3者の相互チェックと補完作用を用いることによって、東西冷戦という厳しい国際社会の現実に対応しながら、憲法の掲げる平和主義の理想の実現を図る。(図3参照)

図3 戦後日本の平和主義体制：新大西・宮沢モデル



## 2.2. 「戦後日本の平和主義」の生成と確立

### 2.2.1. 「60年安保」

1950年代末までの日本社会では、日本国憲法（1946年公布）と日米安保条約（1951年締結）と自衛隊（前身組織からの改編は1954年）との共存は困難であるとの考え方が強く、1960年の日米安保条約改定時には、日米安保体制・自衛隊か、平和憲法かという二者択一を迫る戦後最大の政治対立（表1の(A)+(C)対(B)という対立）が発生した。

### 2.2.2. 戦後日本の平和主義の定着（1960～2000年頃）

1960年代になると日本社会では、平和憲法+日米安保体制+自衛隊の組み合わせを容認する冷静な姿勢が支配的になり、「戦後日本の平和主義」が確立した。その結果、自衛隊を保持しつつも「専守防衛」「非核3原則」を貫き、日米安保体制を維持しても海外派兵はしない（例えば60～70年代のベトナム戦争に、米韓相互防衛条約を結ぶ韓国は参戦したが日本は参戦しなかった。）などの重要指針が打ち出された。

戦後日本の平和主義は、日本社会が戦後70年間以上、平和と安全を享受するのに役立つ

たばかりでなく、民主主義の安定、経済の成長・繁栄を実現するための不可欠の条件にもなった。また、日本が東アジアにおける平和と安全の積極的破壊者にはならないという明確な意思表示ともなり、国際社会の平和と安全の維持・発展にも大きく寄与した。

このような戦後日本の平和主義を支えた条件としては、図3に示したように、合理主義的世論、卓越した経済力・技術開発能力、隣国民との相互信頼関係の存在（1965年日韓基本条約締結、1972年日中国交正常化）、ODAなどの非軍事的手段を用いての国際貢献の活発化などが挙げられる。

### 2.2.3. 戦後日本の平和主義のゆらぎ（2000年頃～）

近年の日本社会では、経済力・技術開発能力が相対的に低下し、隣国民（特に中・韓）との相互不信が高まり、国際貢献への国民の関心も小さくなりつつあり、「悪者」と見なす国内外の相手に強い敵意を向けるポピュリズム的世論が強まる傾向が見られる。その結果、政府も国民も戦後日本の平和主義を活用して、現実の国際状況に対応しながら、憲法の平和主義の理想を追求する姿勢を失いつつある。2017年5月3日に安倍首相が憲法の改正を提案したことを機に、日本社会では、再び(A)+(C)対(B)という政治対立が前面に出て、戦後日本の平和主義(D)という優れた工夫は棄て去られる可能性が拡大している。しかし戦後日本の平和主義は、日本国民が幕末から第2次大戦、敗戦直後の混乱期に至る苛酷な体験の末にやっと見つけた解答である。したがって、これまで堅持してきた戦後日本の平和主義からの転換は、そのような体験の重みに拮抗する痛切な必要性を国民が共有した時に初めて行うべきことではないだろうか。